

## 令和6年度 JBC開催広報事業業務委託に係る企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度 JBC開催広報事業業務委託

### 2 業務の目的

JBC競走は、ダート競走の魅力の向上を通じて、地方競馬の発展と競走馬の生産振興を図ることを目的に創設されたものであり、船橋競馬場では、平成22年(2010年)11月3日に第10回JBCクラシック、第10回JBCスプリントの2競走が行われた。

来年度、船橋競馬場では、令和7年11月3日にJBCレディスクラシックを加えJBC競走が15年ぶりに行われる。

JBC競走の船橋開催に向けて、開催の機運を高めるため、全国の競馬ファン及び地域住民に対し開催周知と船橋開催の魅力を発信する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 場内でのPRについて

##### ① ポスターの制作

ア デザインは、新スタンド完成など施設のリニューアルや、15年ぶりの船橋開催などをアピールするものとする。

イ 令和7年度JBC共同広報のロゴ、キービジュアルは制作前であり、使用できない。

ウ 納品予定日は、1月末までに制作枚数は100枚(A1:50枚、B2:50枚)とする。

なお、掲出場所は、船橋競馬場、エフケイバ成田及びエフケイバ木更津を想定している。

##### ② デジタルサイネージの画像制作

ア デジタルサイネージの画像は、容量2ギガバイト以内、jpeg または png 形式のファイル形式で1月末までに納品すること。

##### ③ 場内装飾

ア 入場門、スタンドの柱、パドック等にポスターのデザインを使用し、柱巻き等で2月9日までに装飾をすること。

#### (2) ウェブ等によるPRについて

① 特設サイトの開設

ア 特設サイトのコンテンツとしては、JBC特集記事、船橋競馬所属馬のJBCでの活躍記事などを想定している。

イ 船橋競馬ホームページのトップページに掲出する誘導バナーを作成すること。

ウ 特設サイトの開設期間は、令和7年2月末から令和7年11月末までを予定している。

なお、令和7年度JBC共同広報においても特設サイトが開設される予定である。

エ 特設サイト用のサーバーについては、組合では用意しない。

オ 令和7年度の特設サイトの運営は、本委託業務とは別に、令和7年度当初に改めて契約するものであるが、受託者の変更があった場合においては、次期受託者へ適切かつ円滑に引継ぎを行うこと。

② プロモーションビデオの制作

ア プロモーションビデオは、プロポーザルでの企画提案内容を基に組合と協議を行い、内容を決定すること。

イ 15秒版、30秒版の2種を制作すること。

ウ プロモーションビデオは、船橋競馬場の映像装置、デジタルサイネージでの放映、特設サイト及び「You Tube 公式チャンネル」から配信することとする。

エ プロモーションビデオの使用期間は、令和7年11月末までを予定している。

(3) イベントへの出展

ア 船橋競馬場以外の競馬場やイベント（船橋市内等）などにブース等を出展し、JBC船橋開催をアピールする。

イ プロポーザルでの企画提案内容を基に組合と協議を行い、出展するイベント（出展回数）及び出展内容を決定すること。

ウ 競馬場やイベント主催者と出展にかかる協議については、組合が行うこととする。

(4) その他媒体の提案について

上記の(1)、(2)に記載したもの以外でも、効果的なJBC開催の周知があれば、合わせて提案すること。

(5) 効果検証

本業務の実施内容は、速やかに効果検証を行い、組合に報告書を提出すること。

5 著作権・肖像権等の取扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権・肖像権等に関する取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 本業務により組合に対し納品した作品及び素材映像について、受託者は著作者人

格権の行使を行わないものとする。

- (2) 本業務のために新たに作成されたグラフィックデザイン、映像、イラスト等の著作権は、組合に帰属する。ただし、成果品に受託者又は他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者又は他者に帰属するものとする。この場合、受託者又は他者は組合に対し、当該成果品を組合が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。
- (3) 本業務により組合に対し納品した動画は、船橋競馬の「You Tube 公式チャンネル」での配信ができるものとする。このことを踏まえ、映像、音楽等の著作権・肖像権等、権利関係の処理を済ました上で作成物を納入すること。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、組合は責任を負わないこととする。
- (4) 作成物が他者の著作権・肖像権・所有権等を侵すものではないこと。

## 6 再委託等の禁止

契約書第6条ただし書きにより、組合の承諾を得るときは、委託先、費用等を明らかにすること。

## 7 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、必要な人員を確保するとともに、責任者及び副責任者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務の執行にあたり、必要に応じて組合と打合せを行うこととする。

## 8 その他

- (1) 当初の業務内容をやむを得ず変更する場合は、双方合意の上、実施するものとする。
- (2) 委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。
- (3) 「令和6年度船橋競馬広報事業業務委託」、「令和6年度船橋競馬來場促進イベント業務委託」及びその他関連事業の受注者と連携し、業務を円滑に進めること。